

○ 介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について（平成18年 3 月31日老振発0331009号）（抄）

新	旧
(介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領) 1 「利用者基本情報」 ①～⑱ (略) ⑳ 「個人情報の第三者提供に関する同意」 事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定、要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意を得る。 2 「介護予防サービス・支援計画書」 ①～⑦ (略) ⑧ 「計画作成者」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>介護予防支援事業所の担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、<u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者が、介護予防支援業務を委託する場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。</u> ⑨ 「委託の場合：計画作成事業者・事業所名及び所在地（連絡先）」	(介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領) 1 「利用者基本情報」 ①～⑱ (略) ⑳ 「個人情報の第三者提供に関する同意」 <u>地域包括支援センターが行う事業の実施に</u>当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定、要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意を得る。 2 「介護予防サービス・支援計画書」 ①～⑦ (略) ⑧ 「計画作成者」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>地域包括支援センター担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、担当介護支援専門員名もあわせて記載する。 ⑨ 「委託の場合：計画作成事業者・事業所名及び所在地（連絡先）」

<u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者に</u> が、<u>介護予防支援業務を委託する場合は、当該介護予防サ</u> <u>ービス計画作成者の所属する介護予防支援事業者・事業所名及び所</u> <u>在地（住所と電話番号）を記載する。</u> ⑩ 「担当地域包括支援センター」 <u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者</u> が、<u>介護予防支援業務を委託する場合に、当該利用者が利用す</u> <u>る地域包括支援センター名を記載する。</u> ⑪～⑰ （略） ⑱ 「課題に対する目標と具体策の提案」 「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。この目標 は、利用者や家族に対して専門的観点から示す提案である。し たがって、本人や家族の意向は入っておらず、アセスメントの 結果が現れる部分である。適切にアセスメントがされたかどう かは、この項目と意向を踏まえた目標と具体策を比較すると判 断できるため、<u>介護予防支援業務を委託する場合における地域</u> <u>包括支援センターでの確認は、この項目をひとつの評価指標と</u> <u>することができる。</u>このため、目標は漠然としたものではなく、 評価可能で具体的なものとする。 具体策についても、生活機能の低下の原因となっていること の解決につながる対策だけでなく、生活機能の低下を補うため の他の機能の強化や向上につながる対策等、様々な角度から具	介護予防支援業務を委託する場合は、当該介護予防サービス 計画作成者の所属する介護予防支援事業者・事業所名及び所在 地（住所と電話番号）を記載する。 ⑩ 「担当地域包括支援センター」 介護予防支援業務を委託する場合に、当該利用者が利用する 地域包括支援センター名を記載する。 ⑪～⑰ （略） ⑱ 「課題に対する目標と具体策の提案」 「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。この目標 は、利用者や家族に対して専門的観点から示す提案である。し たがって、本人や家族の意向は入っておらず、アセスメントの 結果が現れる部分である。適切にアセスメントがされたかどう かは、この項目と意向を踏まえた目標と具体策を比較すると判 断できるため、地域包括支援センターでの確認は、この項目を ひとつの評価指標とすることができる。このため、目標は漠然 としたものではなく、評価可能で具体的なものとする。 具体策についても、生活機能の低下の原因となっていること の解決につながる対策だけでなく、生活機能の低下を補うため の他の機能の強化や向上につながる対策等、様々な角度から具 体策を考える。
---	--

体策を考える。

具体的な支援やサービスは、二次予防事業や介護保険サービスだけではなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防サービス計画の目標と支援内容につながっていく。

計画作成者はアセスメントに基づき、専門的観点から利用者にとって最も適切と考えられる目標とその達成のための具体的な方策について提案することが重要である。

①⑨～②⑧ (略)

②⑨ 「地域包括支援センターの意見」

予防給付の場合で、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターからの委託を受けて行う場合に本欄を使用する。この場合、その介護予防支援の最終的な責任主体である当該地域包括支援センターは、介護予防サービス計画が適切に作成されているかを確認する必要がある。

このようなことから、委託された居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画原案を作成し、介護予防サービス計画書について当該地域包括支援センターの確認を受ける必要があり、その際に、本欄に確認をした当該地域包括支援センターの担当

具体的な支援やサービスは、二次予防事業や介護保険サービスだけではなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防サービス計画の目標と支援内容につながっていく。

計画作成者はアセスメントに基づき、専門的観点から利用者にとって最も適切と考えられる目標とその達成のための具体的な方策について提案することが重要である。

①⑨～②⑧ (略)

②⑨ 「地域包括支援センターの意見・確認印」

予防給付の場合で、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターからの委託を受けて行う場合に本欄を使用する。この場合、その介護予防支援の最終的な責任主体である当該地域包括支援センターは、介護予防サービス計画が適切に作成されているかを確認する必要がある。

このようなことから、委託された居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画原案を作成し、介護予防サービス計画書について当該地域包括支援センターの確認を受ける必要があり、その際に、本欄に確認をした当該地域包括支援センターの担当

者がその氏名を記載する（当該地域包括支援センターの担当者がサービス担当者会議に参加する場合には、サービス担当者会議の終了時に介護予防サービス計画原案の確認を行っても差し支えない）。 この確認を受けた後に、利用者に最終的な介護予防サービス計画原案の説明を行い、同意を得ることとなる。 ③⑩ （略） 3 「介護予防支援経過記録」 ① （略） ② 「計画作成者名」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>介護予防支援事業所の担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、<u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者において、介護予防支援業務を委託する場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。</u> ③ （略） 4 「介護予防サービス・支援評価表」 ① （略） ② 「計画作成者名」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>介護予防支援事業所の担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、<u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者において、介護予防支援業務を委</u>	者がその氏名を記載する（当該地域包括支援センターの担当者がサービス担当者会議に参加する場合には、サービス担当者会議の終了時に介護予防サービス計画原案の確認を行っても差し支えない）。 この確認を受けた後に、利用者に最終的な介護予防サービス計画原案の説明を行い、同意を得ることとなる。 ③⑩ （略） 3 「介護予防支援経過記録」 ① （略） ② 「計画作成者名」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>地域包括支援センター担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。 ③ （略） 4 「介護予防サービス・支援評価表」 ① （略） ② 「計画作成者名」 当該介護予防サービス計画作成者（<u>地域包括支援センター担当者名</u>）の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、担当介護支援専門員名を記載する。
---	---

託する場合には、<u>委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当</u> 介護支援専門員名を記載する。 ③～⑪ （略） ⑫ 「<u>介護予防支援事業者意見</u>」 介護予防サービス計画に対する対象者の状況や事業所等からの報告を受けて、効果が認められた、維持・悪化等の判定をし、その根拠も記載する。特に、<u>地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者において、介護予防支援業務を委託する場合、計画作成者の今後の方針などが適切でない場合は、詳細について意見交換を行い、地域包括支援センターと委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の方針の統一を図る必要がある。</u> <u>介護予防支援事業者意見</u>を参考に今後の方針で該当するものにレ印を付す。	③～⑪ （略） ⑫ 「<u>地域包括支援センター意見</u>」 介護予防サービス計画に対する対象者の状況や事業所等からの報告を受けて、効果が認められた、維持・悪化等の判定をし、その根拠も記載する。特に、介護予防支援業務を委託する場合、計画作成者の今後の方針などが適切でない場合は、詳細について意見交換を行い、地域包括支援センターと委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の方針の統一を図る必要がある。 <u>地域包括支援センター意見</u>を参考に今後の方針で該当するものにレ印を付す。
--	--